

公募要項（食品分析学）

1. 公募の目的

福岡女子大学は、グローバル化時代に期待される女性人材を育成するため、「教養」と「国際」を重視した一学部体制の新たな教育システムを推進している。また、2015年4月に大学院人間環境科学研究科博士前期課程（修士課程）を、2017年4月に同博士後期課程を設置している。本学の理念に賛同し、その教育・研究を実践する教員を下記のとおり公募する。

2. 募集人員

1名 専任教員（教授）

3. 専門分野

食品分析学

4. 職務内容

国際文理学部および大学院人間環境科学研究科の教員として以下の職務を行う。

- 国際文理学部 食・健康学科科目
食品機能学、食品機能学実験、食品加工・貯蔵学、食品分析化学、食品分析化学実験、食・健康科学基礎演習、食・健康科学総合演習、卒業研究演習、卒業論文等（担当科目は予定）
- 大学院（博士前期課程・後期課程）
食品学特論、食品学特別演習、栄養健康科学特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、人間環境科学特殊研修等
- 国際文理学部共通科目
ファーストイヤー・ゼミⅠ・Ⅱ（担当年度のみ）等
- 国際フードスタディーセンター（仮称、2020年設置予定）における教育・研究
- その他、大学管理運営に関する業務（管理栄養士国家試験対策講義を含む）

5. 採用条件

(1) 身分

専任教員（教授）

(2) 任期

5年の任期制（再任可。再任回数制限なし）。ただし教員の定年は65歳。

(3) 着任時期等

2019年4月1日

(4) 給与

「公立大学法人福岡女子大学教員年俸規程」に定める年俸を支給する。

6. 応募資格

(1) 食品分析学関連分野の研究もしくは教育内容に関し、10年以上の経験を有する者または同等以上の経験を有していること。また、管理栄養士養成施設での食品分析学関連分野の教育経験を有すること。

(2) 博士の学位を有すること。

(3) 最近5年間に代表者として科研費など外部資金の獲得実績があること。

- (4) 大学院博士前期・後期課程で論文指導が行えること。
- (5) 企業や地域共同による食品開発の実績を有すること。また、産学官連携を担当できること。
- (6) 国籍は問わないが、日本語による授業及び業務の遂行が可能であること。また、英語による授業が可能であることが望ましい。
- (7) 国際文理学部の教育改善及び大学運営に資する意欲と実績を有すること。
- (8) 原則として、採用後は福岡県内または周辺に居住することが可能な者。

7. 応募締め切り

2019年2月22日（金）17時必着

8. 選考方法

選考は書類審査を経て、二次審査（一次審査合格者に対して実施予定。該当者には個別に連絡する。）を面接および必要に応じ模擬授業等により2月下旬頃を目処に行う。なお、二次審査は本学で行うが、旅費は支給しない。また、面接時には大学発行の卒業・修了証明書および学位授与証明書（あるいは学位を証明できるもの）（いずれもコピー可）を提出のこと。

9. 選考結果の通知

選考手続き終了後、直接本人あてに通知する。（原則としてE-mailによって行う。）

10. 応募方法

- (1) 応募書類（様式は、[ア]は文部科学省別記様式第4号その1、[イ]は同左その2を使用のこと。[ウ]以降の様式は任意。なお、上記様式は文部科学省または本学のホームページより取得できる。）

ア	履歴書（直接連絡が取れるE-mailアドレスおよび電話番号を明記すること）	1部
イ	教育研究業績書	1部
	● 教育業績	
	● 職務上の業績	
	● 研究業績	
ウ	主要論文別刷3編程度および日本語による要旨（各編200字程度）	各1部
エ	これまでの活動や実績を中心に、応募理由および本学着任後の日本語による抱負（1000字程度）	1部
オ	推薦書（推薦人の連絡先（E-mailアドレスを含む）を明記のこと）または、推薦者として照会できる方2名の氏名、連絡先（E-mailアドレスを含む）を記載した書類	1部

- (2) 応募書類の提出先と提出方法

〒813-8529 福岡市東区香住ヶ丘1-1-1

公立大学法人 福岡女子大学 国際文理学部長 中村 強 宛

封筒の表に「応募書類在中（食品分析学）」と朱書きし、レターパック、簡易書留または宅配便など、配達状況のわかる方法により送付のこと。なお、応募書類は返却しない。

- (3) 問合せ先

食・健康学科長 太田雅規 E-mail: m-ohta@fwu.ac.jp

11. その他

- (1) 男女共同参画社会基本法の趣旨に則り、女性の積極的な応募を歓迎する。

- (2) 本学の国際化推進の方針に則り、外国籍を有する者の積極的な応募を歓迎する。
- (3) 福岡女子大学では、「障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）」、「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）」および「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）」の趣旨に則り、教員の選考を行う。